最終処分場放流水等水質検査業務委託
仕様書

令和８年度

酒田地区広域行政組合

Ⅰ．共通仕様書

1　業務委託名

最終処分場放流水等水質検査業務委託

2　目的

本仕様書は、酒田地区広域行政組合（以下、「委託者」という。）の一般廃棄物最終処分場の放流水及び地下水、周辺河川水等の水質状況について適切に分析及び検査するために、必要な事項を定めるものとする。

3　履行場所

酒田市北沢字鷹尾山１番地の６１０

4　対象施設

一般廃棄物最終処分場

5　履行期間

令和８年４月１日から令和９年３月３１日まで

6　仕様書の適用

（１）本仕様書は、委託者の一般廃棄物最終処分場の放流水等各検査箇所の分析業務に関する事項を定める。

（２）採取・測定及び分析については、本仕様書に従って実施すること。

（３）本仕様書に関する疑問点は、事前に本組合職員と協議して、疑義のないようにすること。

（４）サンプリングの採取については、安全を期するため、本組合職員の指示に従うこと。

（５）試料の捕集及び測定に必要な資材等は、受託者が持ち込むこと。

（６）本業務の実施によって知り得た測定分析結果等の事項に関しては、守秘義務を負うものとする。

7　関係法令等の遵守

受託者は、本業務の実施にあたり、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」をはじめ、関連する法令を遵守しなければならない。

8　測定項目及び測定方法

Ⅱ．特記仕様書のとおり

9　測定期日

委託者が指示した日とするが、協議により変更できるものとする。

10　測定結果

（１）報告書の様式は任意とし、各回の測定終了後、結果報告書（測定結果一覧表含む）及び計量証明書又は濃度報告書を提出するものとする。

（２）分析結果について、基準値を超過した場合は速やかに組合担当職員まで報告すると同時に、同一試料による繰り返し確認試験を行うこと。繰り返し確認試験でも異常値が検出された場合は、異常値に対する考察を加え報告すること。

（３）報告書の提出部数は１部とする。

11　委託料の支払い

（１）受託者は、報告書等成果品を委託者に提出し確認を受けた後、請求書を提出するものとする。

（２）委託者は、受託者の正当な請求書を受理した日から３０日以内に委託料を支払うものとする。

12　受託者の責務

（１）　法令等の遵守

①　受託者は業務の遂行に当たっては関係法令等を遵守し、事故及び災害の防止に努めなければならない。

②　独占禁止法等、法令の違反が判明した場合、受託者は委託者に賠償金を支払い、委託者は契約を解除することが出来る。

（２）　再委託の禁止

①　受託者は受託業務の全部又は主たる部分を一括して第三者に請け負わせてはならない。

②　業務の一部を請け負わせる場合は事前に委託者の承認を得るものとする。

（３）　その他

受託者及び従事者は業務の実施に際して、知り得た秘密を他に漏らし、または自己の利益のために使用してはならない。契約が満了し、若しくは契約を解除され、または従事者の職務を退いた後においても同様とする。

13　その他

本仕様書に定めがない事項及び本仕様書の疑義が生じた事項については双方が協議し定めるものとする。

Ⅱ．特記仕様書

最終処分場放流水等水質検査業務委託仕様書

１．検査回数及び検査箇所

（１）３試料検査

・検査回数は５月、６月、８月、10月、12月、３月の６回とする。

・検査箇所は、①原水・②井水２・③放流水の３箇所とする。

※　６月、８月、12月、３月の検査時は①原水の検査項目を減らして実施する。

※　５月、８月、10月の検査時は②井水２は実施しない。

（２）５試料検査

・検査回数は９月と３月の２回とする。

・検査試料は、②井水２・③放流水・④上流・⑤下流・⑥井水１の５箇所とする。

※　ただし、３月の検査時は⑥井水１は実施しない。

（３）処理工程水検査

・検査回数は５月、10月の２回とする。

・検査箇所は、⑦第一中和槽・⑧中継槽・⑨ろ過原水槽の３箇所とする

（４）放流水及び河川水検査

・検査回数は、６月の１回のみとする。

・検査箇所は、③放流水、⑩鷹尾川、⑪新井田川の３箇所とする。

・検査項目は、主に塩化物イオン及び電気伝導率とする。

※　鷹尾川については、1.PHから44.1,4ジオキサンについても検査を実施する。

２．検査項目

検査項目はそれぞれの箇所において下記のとおりとする。

検査対象 ＼ 検査項目	①原水	②井水２		③放流水		④上流		⑤下流		⑥井水１	⑦第一中和槽	⑧中継槽	⑨ろ過原水槽	⑩鷹尾川	⑪新井田川	合計回数
	５月～３月	５月～３月	９月	５月～３月	９月	９月	３月	９月	３月	９月	５・10月	５・10月	５・10月	６月	６月	
1.PH	6	3	1	6	1	1	1	1	1	1				1		23
2.BOD	6	3	1	6	1	1		1		1	2	2	2	1		27
3.COD	6	3	1	6	1	1	1	1	1	1	2	2	2	1		29
4.SS	6	3	1	6	1	1	1	1	1	1	2	2	2	1		29
5.ﾉﾙﾏﾙﾍｷｻﾝ抽出物質含有量（鉱油類含有量）	2	3	1	6	1	1		1		1				1		17
6.ﾉﾙﾏﾙﾍｷｻﾝ抽出物質含有量（動植物油脂類含有量）	2	3	1	6	1	1		1		1				1		17
7.ﾌｪﾉｰﾙ類含有量	2	3	1	6	1	1		1		1				1		17
8.銅含有量	2	3	1	6	1	1	1	1	1	1				1		19
9.亜鉛含有量	2	3	1	6	1	1	1	1	1	1				1		19
10.溶解性鉄含有量	6	3	1	6	1	1	1	1	1	1				1		23
11.溶解性ﾏﾝｶﾞﾝ含有量	6	3	1	6	1	1	1	1	1	1				1		23
12.ｸﾛﾑ含有量	2	3	1	6	1	1		1		1				1		17
13.大腸菌数	2	3	1	6	1	1	1	1	1	1				1		19
14.窒素含有量	2	3	1	6	1	1	1	1	1	1				1		19
15.燐含有量	2	3	1	6	1	1	1	1	1	1				1		19
16.ｶﾄﾞﾐｳﾑ	2	3	1	6	1	1		1		1				1		17
17.全ｼｱﾝ	2	3	1	6	1	1		1		1				1		17
18.有機燐	2	3	1	6	1	1		1		1				1		17
19.鉛	2	3	1	6	1	1		1		1				1		17
20.六価ｸﾛﾑ	2	3	1	6	1	1		1		1				1		17
21.ﾋ素	2	3	1	6	1	1		1		1				1		17
22.総水銀	2	3	1	6	1	1		1		1				1		17
23.ｱﾙｷﾙ水銀	2	3	1	6	1	1		1		1				1		17
24.PCB	2	3	1	6	1	1		1		1				1		17
25.ｼﾞｸﾛﾛﾒﾀﾝ	2	3	1	6	1	1		1		1				1		17
26.四塩化炭素	2	3	1	6	1	1		1		1				1		17
27.塩化ﾋﾞﾆﾙﾓﾉﾏｰ	2	3	1	6	1	1		1		1				1		17
28.1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾀﾝ	2	3	1	6	1	1		1		1				1		17
29.1,1-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	2	3	1	6	1	1		1		1				1		17
30.1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	2	3	1	6	1	1		1		1				1		17
31.1,1,1-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ	2	3	1	6	1	1		1		1				1		17
32.1,1,2-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ	2	3	1	6	1	1		1		1				1		17
33.ﾄﾘｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	2	3	1	6	1	1		1		1				1		17
34.ﾃﾄﾗｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	2	3	1	6	1	1		1		1				1		17
35.1,3-ｼﾞｸﾛﾛﾌﾟﾛﾍﾟﾝ	2	3	1	6	1	1		1		1				1		17
36.ﾁｳﾗﾑ	2	3	1	6	1	1		1		1				1		17
37.ｼﾏｼﾞﾝ	2	3	1	6	1	1		1		1				1		17
38.ﾁｵﾍﾞﾝｶﾙﾌﾞ	2	3	1	6	1	1		1		1				1		17
39.ﾍﾞﾝｾﾞﾝ	2	3	1	6	1	1		1		1				1		17
40.ｾﾚﾝ及びその化合物	2	3	1	6	1	1		1		1				1		17
41.ふっ素及びその化合物	2	3	1	6	1	1		1		1				1		17
42.ほう素及びその化合物	2	3	1	6	1	1		1		1				1		17
43.硝酸性窒素、亜硝酸性窒素、アンモニア及びアンモニア性窒素	2	3	1	6	1									1		14
44.1,4ｼﾞｵｷｻﾝ	2	3	1	6	1	1		1		1				1		17
45.流量					1	1	1	1	1							5
46.塩化物イオン				1										1	1	3
47.電気伝導率				1										1	1	3
合計	112	132	44	266	45	44	11	44	11	43	6	6	6	46	2	818

※その他気温、水温等の水質検査に必要な項目を分析すること。

３．採水回数

本業務における採水回数は、７回／年とする。

４．検定方法

排水基準を定める総理府令の規定に基づく環境庁長官が定める排水基準に係る最新の検定方法による。

報告書へは、「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」の排水基準値を明記すること。

５．その他

本業務における採水時に、委託者側においても採水を実施する場合には、採水作業に協力すること。